

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の附則第1条第1項に規定する経過措置により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定に基づく農業者等の協議が行われたため、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和6年2月16日

碧南市長 補 宜 田 政 信

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

碧南地区

（協議は次の3地区に分けて実施した。新川・西端地区、旭地区、大浜・棚尾地区）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年1月26日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地域の中心となる経営体		
	認定農業者 認定農業法人	認定新規就農者
新川・西端	13	
大浜・棚尾	102	3
旭	38	2
その他	4	
合計	157	5

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 対象地区の現状

単位：h a

①地区内の耕地面積	926
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	352
③アンケート調査等に回答した地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	152
i　うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	103
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	143

6 対象地区の課題

集積率が高いため、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70 才以上で後継者がいない農業者の面積の方が 40ha 少ない。

7 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- (1) 経営拡大の意向のある中心経営体への集積・集約化を推進する。
- (2) 中心経営体の分散錯囲を解消する。
- (3) 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

8 7の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- (1) 生産者や地域の自主性の尊重を基本とし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。
- (2) 土地利用型農業による経営改善を目指す農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的な把握により両者を適切に結びつけ、利用権設定等により集団化及び連担化した農地の利用集積に努める。
- (3) 集約的な経営展開を助長するために、関係機関の指導の下に、既存園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作物の導入、複合化や6次産業化を図る。また、省力技術の普及や生産基盤の整備等による生産コストの低減を推進する。
- (4) 地域の中心となる経営体として位置付けられた農家が経営規模拡大や経営改善を行うために必要な支援について、関係機関と連携して情報の提供や積極的な活用を推進する。
- (5) H29 年度アンケートの結果では、新規就農者の参入・育成を推進する意見や、認定

農業者の世帯においても、後継者に継がせたいという意向が多く見られたため、若い世代への支援を積極的に推進する。

- (6) 認定農業者等への農地の流動化を推進するため、農地利用最適化推進委員による現場活動や地域での話し合いを積極的に行い、農地の出し手が安心して権利移転や貸借ができるよう出し手と受け手の結び付けに取り組む。
- (7) 地域農業の振興を農村コミュニティの活性化や地域全体の発展に結びつける。
- (8) 農地所有者の希望を尊重しつつ、積極的に農地中間管理機構に貸し付ける。